政令第二百三十三号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の五　指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）」を「第五章の五　指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）　第五章の六　特定金融指標算出者（第十九条の十・第十九条の十一）」に改める。

第十四条の八に次のただし書を加える。

ただし、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日前六十日間（次項において「短期大量譲渡報告対象期間」という。）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの二分の一以下である場合又は百分の五以下である場合には、この限りでない。

第十四条の八に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める者は、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数（法第二十七条の二十三第四項に規定する保有株券等の総数をいう。）とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が百分の一に満たない者とする。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

（登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券）

第十五条の四の二　法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券

二　政府が元本の償還及び利息の支払について保証している有価証券

三　第二条の十一に規定する有価証券

四　法第四条第一項から第三項までの規定による届出又は発行登録（法第二十三条の三第三項に規定する発行登録をいう。）が行われている有価証券

五　有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合（同項第二号に掲げる場合に限る。）における当該有価証券

六　法第四条第一項第四号に該当する売出しに係る有価証券

七　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの

第十五条の六中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改める。

第十五条の七第一項中「第二十九条の四第一項第四号」を「第二十九条の四第一項第四号イ」に改め、同項第三号中「又は投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業」を「（第一種少額電子募集取扱業務（法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務」に改め、同項第四号中「をいう。以下同じ」を「をいい、第二種少額電子募集取扱業務（法第二十九条の四第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）を除く」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合（第一号から第四号までに掲げる場合を除く。）　千万円

第十五条の七第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（第一号及び第二号に掲げる場合を除く。）　五千万円

第十五条の七第一項に次の一号を加える。

八　第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。）　五百万円

第十五条の七第二項中「第二十九条の四第一項第四号」を「第二十九条の四第一項第四号イ」に改める。

第十五条の九第一項中「第四号」を「第五号及び第八号」に改める。

第十五条の十の六を第十五条の十の八とし、第十五条の十の二から第十五条の十の五までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の十の次に次の二条を加える。

（第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券）

第十五条の十の二　法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券とする。

2　法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等）

第十五条の十の三　法第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。

二　取得する者が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。

第十五条の十二第一号中「第二種金融商品取引業」の下に「（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第二種少額電子募集取扱業務を行う個人（第一号に掲げる者を除く。）　五百万円

第十五条の十三中「第二種金融商品取引業」の下に「（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）」を加える。

第十六条の七中「第四十条の三」の下に「及び第四十条の三の二」を加える。

第十七条の十六の表第三十三条の三第一項第五号の項中「第三十三条の三第一項第六号」を「第三十三条の三第一項第六号」に改める。

第十八条の三の表第五十七条の項中「又は第五十六条の三」を「又は前条」に、「、第三十一条第四項」を「、同条第四項」に、「、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項」を「若しくは第三十五条第四項」に、「、第五十六条の三若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改める。

第十八条の四の六の表第二十九条の四第一項第二号への項中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改める。

第十八条の四の八の表中「又は第五十六条の三」を「又は前条」に、「、第三十一条第四項」を「、同条第四項」に、「、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項」を「若しくは第三十五条第四項」に、「、第五十六条の三若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改める。

第十八条の七の二第一項中「行わない金融商品取引業者」の下に「及び法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者」を加え、同条第二項中「しない者」の下に「及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者」を加える。